

広島県告示第三百十六号

昭和四十八年広島県告示第七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和四十六年総理府令・厚生省令第三号）の表備考第一項の規定に基づく区域の定め及び同備考第三項の規定に基づく時間」を「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年三月二日総理府令第十五号）の別表備考の規定に基づく区域」に改める。

第一号及び第二号1中「市町」を「町」に改める。

別表第一中「市町名」を「町名」に改め、同表竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市及び江田島市の部を削り、同表安芸郡の部府中町の款第一種区域の項中「住居専用地域」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域（以下「住居専用地域」という。）」に改め、同表第二種区域の項中「住居地域等」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域（以下「住居地域等」という。）」に改め、同表第三種区域の項中「商業地域等」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域（以下「商業地域等」という。）」に改め、同表第四種区域の項中「工業地域」を「都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業地域（以下「工業地域」という。）」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、昭和四十七年二月一日（安芸郡熊野町の地域にあつては昭和六十二年一月一日、山県郡安芸太田町及び世羅郡世羅町の地域にあつては平成一六年一〇月一日、山県郡北広島町の地域にあつては平成一七年二月一日）における行政区画その他の地域又は道路、河川、鉄道、その他のものによつて表示されたものとする。

別表第二に次のように加える。

竹原市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
	第二種区域	住居地域等の定めのある地域
	第三種区域	商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（小梨町の地域及び仁賀町の地域を除く。）
	第四種区域	工業地域及び鉱業専用地域の定めのある地域
三原市	第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
	第二種区域	住居地域等の定めのある地域並びに本郷地域のうち本郷南一丁目、本郷南二丁目、本郷南三丁目、本郷南六丁目、本

郷南七丁目（市道堀亀津線以東及び沼田川右岸線以西の地域を除く。）、本郷北一丁目、本郷北二丁目、本郷北三丁目、本郷北四丁目、本郷町本郷（字小六谷・字南埜田・字西埜田・字東埜田・字東野田の地域を除く。）、本郷町船木（字道免・字下道面・字西森崎・字東森崎・字鶴ヶ巢・字鳥家・字中筋・字半垣内・字桑木・字江ノ口（それぞれ県道瀬野川福富本郷線と市道中筋横断線との交差点を起点とし、同市道、西日本旅客鉄道山陽本線及び県道瀬野川福富本郷線を経て起点に至る線で囲まれた地域を除く。）の地域並びに字小屋床・字上亀津・字南亀津・字西亀津・字北亀津・字東亀津・字陳鎌・（耕地）字石原谷・字寺迫谷・字兼廣・字経塚・字蓮理・字上古川・字五反・字下新開・字上新開・字切石・字苦坂・（耕地）字菖蒲・（耕地）字奥ヶ原・（耕地）字道正・（耕地）字中の谷・字戸樋元・字中の谷沖・字戸樋元沖・字丸山下・（耕地）字片側・字立通・字左用沖・字寺沖・字茅田・字春樹・字北古川・字下古川・字東清兼・字政岡・字多屋・字金子・字西清兼・字三反通・字門出・字横通・字下三鬼・字上三鬼・字外新開・字山崎・字西藤附・字東藤附・字上権現・字権現・字本郷田・字彌藤田・字胡麻田・（耕地）字金壳・字中金壳・（耕地）字下開・字奥金壳・（耕地）字台田・字向金壳・（耕地）字三宅・字西中倉・字堤内・字行成・字有清・字山根・字栗ヶ坪・字大根・（耕地）字狐垣内・字東矢原・字西矢原・字大門・字浄円寺・字堂谷・（耕地）字板屋・字川成・字番匠給・字秋友沖・（耕地）字鷲谷・字森内・字湯跡・字養老・字大伴免・（耕地）字清井・（耕地）字左用・字中野坪・（耕地）字湯之森・字森迫・（耕地）字半田・字南大畠・（耕地）字大畠・（耕地）字大谷・字南大平・字北大平・（耕地）字岩ヶ鼻・字助光・字菅・字久保・字西久保・（耕地）字大笹・字追附川・（耕地）字石風呂・（耕地）字権蔵原・字西追付・（耕地）字奥の防・字郷ヶ坪・字堀越・字二本木・字川通・字広国・字竹ノ鼻・字五反地・字堂帳・（耕地）字柚の木・（耕地）字石井谷・（耕地）字門松・（耕地）字鬼の釜・字三反田・字西野・字中原の地域に限る。）、下北方一丁目（二一四五番から二一四六番までの地域を除く。）、下北方二丁目、本郷町下北方、本郷町上北方（字栗森窪・字遠部・字大原・字吉政・字八條・字畠谷・字田村窪・字妙現窪・字法花行・字宇治名・字吉本・字下山田・字上山田・字長谷・字端欠・字龜谷・字休谷・字梅本・字天神沖・字川谷・字土迫・字花ノ畠・字狭渡・字葭ヶ迫・字東平岩・字老杉・字臺田・字假藪・字平田・字雨露朽・字前ヶ谷・字流田・字石畔・字中筋・字代水・字重屋垣内・字島ヶ迫・字門出垣内・字似田ヶ迫・字中ヶ迫・字西ヶ迫・字大門・字盛川・字鍛冶屋垣内・字宮ヶ迫・字藤野垣内・字藤ヶ原・字日向・字幟建・字大原垣内・字岩屋端・字奥閑寺・字胡垣内・字補陀洛・字見越谷・字木ヶ迫・字平野原・字川崎・字閑寺原・字檜山路・字飯田垣内・字中河原・字片平谷・字上山・字榭宗・（耕地）字用倉口・字惣ヶ塔・字護摩ヶ谷

・字北清泉・字南清泉・字六字行・字辻堂・字鳥越谷・字富垣内・字山崎・字隅田・字嘯哦・(耕地)字鳩ノ字・字奥ヶ迫・字黄幡ヶ端・字巽・字桐畑・(耕地)字家ヶ迫・字荘田・字五丈部・字久保田・字長殿・字土居ノ岡・字北光岡・字日ノ詰・字岡見堂・字赤埴・字水之奥・字水ヶ迫・字大歳地・字西大歳・字片山垣内・字台應・字西台應・字岡田垣内・字東迫・字上谷・字吉福寺・字大地・字葎中窪・字兼保谷・字平岩・字柿谷・字道祖神・字小串・字牛ヶ迫・字犬ヶ馬場・字藤次郎垣内・字小麦林・字榎谿・字鱸垣内・字鋏迫・字西向井・字向田・字若山・字南光岡・字是成・字天田奥・字迫谷・字半田・字清代・字名荷・字宮田・字土居内・字東暮迫・字西暮迫・字今井・字岨里田・字清水・字近安・字山之内・字慶祖・(耕地)字高山・字鴻巣江・字久保・字福岡・字瀬近・字仁井屋・字池ヶ谷・字池ヶ岡・字工ヶ畠・字竹ヶ谷・字葎ヶ谷・字黄幡・字薯ヶ平・字船岩谷・字木ロク地・字日向越・字堀越・字五架場・字先觀音・字立石谷・字守木谷・字開田・字浅原谷・字假林・字深谷・字大谷・字上田谷・字五登丸・字新屋田・字神田・字是清・字奥谷・字大町谷・字遠地谷・字開谷・字谷廻・字笹原・字峠越・字貞重・字平ヶ谷・字菅原・字梅之木・字岡谷・字江田・字松田・字藻置地・字河良・字見田・字大神窪・字糺津・字二ツ御堂・字檜原・字後谷・字今井谷・字中山・字天神・字猫磐・字栗森の地域に限る。)・南方一丁目(二一四三番から二二七三番までの地域を除く。)・下北方二丁目、下北方三丁目及び本郷町南方(耕地)字觀音谷・字柳之内・字梶ノ谷・字岩屋堂・字鍵掛・(耕地)字東山・字南笹原・字石ヶ鼻・字管ヶ谷・字與一迫・(耕地)字本谷・字合田・字沖田・字小迫・字大唐田・字須郷・字葦迫・(耕地)字東谷・字宗貞・字違迫・字門田・字六郎丸・字川崎・字葉師・字鷺尾・(耕地)字椿ヶ原・(耕地)字市ヶ谷・字奥山ノ神・字塚ノ鼻・字山ノ神・字大坪・字兼弘・字吉國・字宮ノ前・字平田・字下梶谷・字田中・字広井・字浄心前・字大畠・字横田・字下大年・字堤・字堂ノ奥・(耕地)字堀越・字池尻・(耕地)字上大年・字末松・字厚茨・字新厚茨・字光貞・字辨海・字境谷・字高山・字神ノ木・字清水・字上地面・字池田・字岩崎・字砂田・字末守・字浄円・字姿沖・(耕地)字安宗・(耕地)字堂免・(耕地)字向田・字津ノ字・字行末・字宮ノ下・(耕地)字光清・字迫田・(耕地)字宮之奥・字福本・(耕地)字二所合・(耕地)字大向・(耕地)字池ノ内・(耕地)字宗成・(耕地)字重藤・(耕地)字杉臼・字荏安・字石代・字藤ノ下・字船越・字細田・(耕地)字古屋敷・(耕地)字堂ノ前・字堂ノ本・字觀請面・字中管・字尾迫・(耕地)字是宗・字上山本・(耕地)字大谷・(耕地)字大菜原・字檜原・(耕地)字油免・(耕地)字龜ヶ迫・字柳・(耕地)字矢跡・(耕地)字久廣・字繪堂ヶ鼻・(耕地)字土井丸・字迫畠・(耕地)字小屋ヶ谷・(耕地)字松屋根・(耕地)字水瓶・(耕地)字石井・字行年・字末政・(耕地)字御年

	尾道市		
<p>代・字宗清・字住田・（耕地）字善陽・字貞丸・字河原・（耕地）字庄田・（耕地）字半田・字中ノ坪・（耕地）字原田・字神ヶ原・字洗川・字寺屋敷・字太刀掛・字中原・（耕地）字三枚・字四分一・（耕地）字一町田・（耕地）字二本松・字追分・字檜・（耕地）字立石・字河須磨・字卯木畑・字京免・字椋原・字辰己ヶ原・字河原坂・字岩鼻・字五反八畝・字大原・字松ノ本・字蛇ノ東・字黒垣内・字中ノ前・字竹ノ下・字榎田・字迫ノ窪・字鈴木・字砂土・字寺畠・字西山・字檜ノ山・字宮ノ本・字檜ノ谷・字狩山・字柳ヶ谷・字下垣内・字塚ノ本・字葛ヶ谷・字一ノ渡・字野焚の地域に限る。）の地域のうち用途地域の定めのない地域、久井地域のうち久井町江木（字宮之本・字中屋城・字毘沙門沖・字中ノ坪・字松之本・字横田・字京面・字亀甲山の地域に限る。）、久井町下津（字鶴ヶ岬・字高麗笹の地域に限る。）及び久井町羽倉（字石山沖・字黒部谷・字高見沖・字実友沖の地域に限る。）の地域並びに大和地域のうち大和町下徳良（字貞友（大石川右岸線以西の地域を除く。）・字市場の地域に限る。）及び大和町和木（一四一一番地から二一九番地までの地域に限る。）の地域</p>	<p>第三種区域 商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域（久井地域の全域を除くものとし、本郷地域にあつては本郷南七丁目（市道堀亀津線以東及び沼田川右岸線以西の地域に限る。）、本郷町船木（県道瀬野川福富本郷線と市道中筋横断線との交差点を起点とし、同市道、西日本旅客鉄道山陽本線及び県道瀬野川福富本郷線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、下北方一丁目（二一四五番から二一四六番までの地域に限る。）及び南方一丁目（二一四三番から二二七三番までの地域に限る。）の地域並びに大和地域にあつては大和町下徳良（字陰地・字平原・字貞友（大石川右岸線以西の地域に限る。）・字大石・字宮之下の地域に限る。）、大和町萩原（字古市の地域に限る。）、大和町和木（一二番地から一四一〇番地の四まで及び二一二〇番地から二三八一番地までの地域に限る。）及び大和町大草（字川狭・字長谷・字新開（大草川左岸線以南の地域に限る。）・字堀迫・字友貞・字正尺采・字川内・字沖田の地域に限る。）の地域に限る。）</p>	<p>第四種区域 工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに大和地域のうち大和町下徳良（字日ノ口山（六五五番地の一から六五五番地の二九まで及び六七九番地の二三から六七九番地の三一までの地域に限る。）の地域に限る。）の地域</p>	<p>第一種区域 住居専用地域の定めのある地域</p> <p>第二種区域 住居地域等の定めのある地域、御調町のうち市（字川東・字川西・字河原・字長藪・字市・字土井ノ内及び字大平の地域に限る。）及び神（字神東及び字神郷の地域に限る。）の地域、向島町（字田尾の地域に限る。）のうち用途地域の定めのない地域、因島土生町のうち字九俵山・字原山奥・字土生奥・字上見山・字追橋・字若宮原・字池之迫・字畝山・字畝山奥・字荒神平・字城ノ平・字小長崎・字小</p>

長崎奥・字宇三開・字安郷・字中安郷及び字崎安郷を除く  
地域、因島三庄町のうち字先名黒・字綿出・字名黒・字中  
小路・字東畑・字久保・字前浜・字石井・字下ケ一・字江  
口・字片山・字百分・字土井・字長福寺・字甲田・字妙見  
山・字毛曾・字円明寺・字下葉・字枇杷木ケ内・字隠曾・  
字枕谷・字平木・字赤崎・字小迫・字室ノ内・字向山・字  
宝崎・字折古・字神田・字津無ケ尻及び字松山の地域のう  
ち用途地域の定めのない地域並びに字平木畑・字名黒原・  
字平原・字円福寺・字城山・字国重・字通畑・字定成・字  
権現・字大森・字江良崎・字南・字岡畑・字江良及び字大  
師堂の地域、因島椋浦町のうち字中屋敷・字扇平良ノ上・  
字城見屋敷・字防ノ奥・字大空・字三庄越・字ケ峯及び字  
向の地域、因島鏡浦町のうち字小谷・字浜床・字石ノ平・  
字沖の田・字梶平・字久保里・字川の上・字扇平・字久保  
側・字向ケ井・字大段及び字田の向の地域、因島外浦町の  
うち字宮ノ谷・字西郷・字日和・字向山・字東郷・字浜床  
及び字平田の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに  
字正入道・字小丸・字西の奥及び字住吉の地域、因島中庄  
町のうち字片山・字日寄越・字惣入道・字山ノ神・字熊ケ  
原・字熊迫・字腰林・字大木原・字休処・字平ケ谷・字奥  
山・字蓮葉・字中屋山・字大山・字摺・字槌之子谷・字風  
呂山・字青陰・字出雲地・字吉畑・字燕雀石・字太郎右衛  
門谷・字開地・字八平谷・字山中及び字奥古江を除く地域、  
因島田熊町のうち字井ノ元・字小越中・字大越中・字名駒  
・字足摺（県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。）・字  
釣ケ濱・字八石・字鳶巢・字鷹崎・字船附・字西浦・字崎  
西浦・字女郎濱・字黒崎・字九俵山・字枯柿・字宮崎・字  
扮松・字越・字城・字龍王・字横山及び字山伏山を除く地  
域、因島大浜町のうち字干鼻・字東峠及び字本峠の地域の  
うち用途地域の定めのない地域並びに字小浜・字倉谷・字  
下大江・字上大江・字沖島・字中田・字大場所・字天神尾  
・字反迫・字清水・字沢崎（一般国道三一七号以東の地域  
を除く。）・字才崎・字西浜・字宮前・字黄番・字松井・  
字久保・字前田・字中浜・字田中・字蛇川・字東町・字仙  
場新開・字阿柄谷及び字西峠の地域、因島重井町のうち字  
細口・字宮崎・字宮沖新開・字伊浜新開・字小林・字小田  
之浦及び字久保（それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域  
を除く。）並びに字清水・字宮ノ上・字伊浜・字脇田・字  
峰越・字川口・字舟原・字大田・字壺町田・字青木・字山  
之神・字上坂・字須越・字砂田・字有濱・字北和貞・字和  
貞・字郷山田・字一之宮・字胡山・字長浜・字大早・字崎  
浜・字相浜・字播磨・字明神・字片山及び字樋口のうち用  
途地域の定めのない地域並びに字山崎・字三反田・字平谷  
・字浜田・字要谷・字備国谷・字大浦・字藪ケ谷・字大口  
細・字寺之後・字北浦及び字小細の地域、因島原町のうち  
字先和田・字中和田・字岡和田・字金山・字東和田・字浜  
谷・字畑中・字丁塚・字畑岡・字土居西・字西向・字西山  
・字西岡・字中西・字土居・字橋本・字宗友・字赤羽・字  
中郷・字中井津・字小田西・字小田・字上條・字横道・字

	<p style="text-align: center;">第三種区域</p>
<p>岡田・字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高木・字高屋  ・字大開・字山條・字福部岡・字福部及び字福部浜の地  域、因島洲江町のうち字端ノ上・字端・字松井開・字浜床  ・字亀ノ甲・字城ヶ谷・字曾良・字江尻・字盛勝・字五反  ・字岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲江川・字石原・字  道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸  ノ水・字登上り及び字赤崎の地域並びに瀬戸田町のうち林  (字西沖田・字東沖田(一二一四の一番地から一二三五番  地までの地域を除く。))及び字得納(県道生口島循環線以  北の地域に限る。))の地域に限る。))及び名荷(字才崎新  開(県道生口島循環線以西の地域に限る。))の地域に限る。  (の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p> <p>商業地域等の定めのある地域および用途地域の定めのない  地域(御調町にあつては仁野(字沼田の地域に限る。))、  大塔(字下垣内の地域に限る。))、三郎丸、大蔵、白太、  本、大町、中原、平、岩根、貝ヶ原、高尾、大田、丸河南、  丸門田、徳永(字実森及び字石丸の地域に限る。))及び神  (字神西の地域に限る。))の地域、向島町にあつては字神  木、字砂田谷、字大迫ノ奥、字行者平、字一本松、字大神  平、字西堤、字寺側、字仁殿丸、字神ノ木、字神ノ木端、  字塞ノ神、字小豆山、字植条、字大池尻、字松山、字檜原、  字砂田、字黒町、字清水、字清水谷、字神宮寺山北、字田  尻郷、字浜床、字千光寺、字船堀、字宇根、字定志和、字  堂道、字則信、字兼広、字矢垣内、字王太子、字山中谷、  字土井ノ前、字土井ノ下、字土井ノ上、字小玉屋東平、字  小玉屋西平、字向上、字御堂垣、字寺ノ後、字馬神、字大  工谷、字前ノ平、字鬼ヶ崎、字後谷、字北床、字荷造山、  字広道、字越戸、字天ノ河、字鸚鵡谷、字白方谷、字峠北  平及び字峠の地域、因島土生町にあつては字荒神平、字城  ノ平、字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、字崎安郷  及び字小長崎奥の地域、因島三庄町にあつては字家老渡、  字安郷及び字先安郷の地域、因島外浦町にあつては字梶浜、  字内梶、字小苺又及び字大苺又の地域、因島田熊町にあつ  ては字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、字足摺(県  道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。))、字釣ヶ濱、字八  石、字鳶巢、字鳶崎、字船附、字西浦、字崎西浦、字女郎  濱及び字黒崎の地域、因島大浜町にあつては字椎木、字添  川、字深谷、字北崎、字倉谷新開及び字沢崎(一般国道三  一七号以東の地域に限る。))の地域、因島重井町にあつて  は字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊浜新開、字小林、字  小田之浦及び字久保(それぞれ県道西浦三庄田熊線以西  の地域に限る。))、字深浦、字馬神新開、字北浜、字鬼岩、  字通谷、字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、字  三ツ池、字東風浜、字葛石、字先勘口、字勘口、字深浦新  開及び字馬神山の地域、因島原町にあつては字竹浜、字亀  浜、字畑浜、字土居浜、字梅浜、字潰浜、字中川及び字波  戸岡の地域、因島洲江町にあつては字大高下、字深久保、  字白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町にあつて  は林(字東沖田(一二一四の一番地から一二三五番地まで</p>	<p>岡田・字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高木・字高屋  ・字大開・字山條・字福部岡・字福部及び字福部浜の地  域、因島洲江町のうち字端ノ上・字端・字松井開・字浜床  ・字亀ノ甲・字城ヶ谷・字曾良・字江尻・字盛勝・字五反  ・字岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲江川・字石原・字  道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸  ノ水・字登上り及び字赤崎の地域並びに瀬戸田町のうち林  (字西沖田・字東沖田(一二一四の一番地から一二三五番  地までの地域を除く。))及び字得納(県道生口島循環線以  北の地域に限る。))の地域に限る。))及び名荷(字才崎新  開(県道生口島循環線以西の地域に限る。))の地域に限る。  (の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p> <p>商業地域等の定めのある地域および用途地域の定めのない  地域(御調町にあつては仁野(字沼田の地域に限る。))、  大塔(字下垣内の地域に限る。))、三郎丸、大蔵、白太、  本、大町、中原、平、岩根、貝ヶ原、高尾、大田、丸河南、  丸門田、徳永(字実森及び字石丸の地域に限る。))及び神  (字神西の地域に限る。))の地域、向島町にあつては字神  木、字砂田谷、字大迫ノ奥、字行者平、字一本松、字大神  平、字西堤、字寺側、字仁殿丸、字神ノ木、字神ノ木端、  字塞ノ神、字小豆山、字植条、字大池尻、字松山、字檜原、  字砂田、字黒町、字清水、字清水谷、字神宮寺山北、字田  尻郷、字浜床、字千光寺、字船堀、字宇根、字定志和、字  堂道、字則信、字兼広、字矢垣内、字王太子、字山中谷、  字土井ノ前、字土井ノ下、字土井ノ上、字小玉屋東平、字  小玉屋西平、字向上、字御堂垣、字寺ノ後、字馬神、字大  工谷、字前ノ平、字鬼ヶ崎、字後谷、字北床、字荷造山、  字広道、字越戸、字天ノ河、字鸚鵡谷、字白方谷、字峠北  平及び字峠の地域、因島土生町にあつては字荒神平、字城  ノ平、字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、字崎安郷  及び字小長崎奥の地域、因島三庄町にあつては字家老渡、  字安郷及び字先安郷の地域、因島外浦町にあつては字梶浜、  字内梶、字小苺又及び字大苺又の地域、因島田熊町にあつ  ては字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、字足摺(県  道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。))、字釣ヶ濱、字八  石、字鳶巢、字鳶崎、字船附、字西浦、字崎西浦、字女郎  濱及び字黒崎の地域、因島大浜町にあつては字椎木、字添  川、字深谷、字北崎、字倉谷新開及び字沢崎(一般国道三  一七号以東の地域に限る。))の地域、因島重井町にあつて  は字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊浜新開、字小林、字  小田之浦及び字久保(それぞれ県道西浦三庄田熊線以西  の地域に限る。))、字深浦、字馬神新開、字北浜、字鬼岩、  字通谷、字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、字  三ツ池、字東風浜、字葛石、字先勘口、字勘口、字深浦新  開及び字馬神山の地域、因島原町にあつては字竹浜、字亀  浜、字畑浜、字土居浜、字梅浜、字潰浜、字中川及び字波  戸岡の地域、因島洲江町にあつては字大高下、字深久保、  字白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町にあつて  は林(字東沖田(一二一四の一番地から一二三五番地まで</p>

府中市	第四種区域	<p>の地域に限る。)、字大新開及び字三軒屋(それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。)、の地域に限る。)、及び名荷(字井柳、字大坂田、字小坂田及び字鴨居(それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る。))の地域に限る。)</p>
府中市	第一種区域	<p>工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに向島町(字胡崎の地域に限る。))のうち用途地域の定めのない地域</p>
府中市	第二種区域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
府中市	第三種区域	<p>住居地域等の定めのある地域並びに上下町のうち上下(川の沖・善哉・仁伍原・為綱・横林・辰の口・陰地・岩崎・峠・飛地屋・田中・平山・下沖・御神明・切田尻・極楽・明劔・道城及び閨の地域に限る。))及び深江(森原沖・大倉原・高原・上高・切田及び薄古の地域に限る。))の地域のうち用途地域の定めのある地域を除く地域</p>
府中市	第四種区域	<p>商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(上下町の地域を除く。))</p>
府中市	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	<p>工業地域及び工業専用地域の定めのある地域</p>
府中市	住居専用地域の定めのある地域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
府中市	住居地域等の定めのある地域、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち用途地域の定めのない地域(吉舎町の地域を除く。))、甲奴町のうち本郷(字本郷々・字矢原及び字日南の地域に限る。))、西野及び梶田(字梶田上の地域に限る。))の地域、君田町のうち東入君(字大柳・字南原及び字本郷の地域に限る。))の地域、布野町のうち上布野(字川添・字遊面・字小原・字二又・字鏡ヶ宿(一六三四番地の一から一六三八番地の二までの地域を除く。))・字大伴(一三〇〇番地から一三二二番地の三までの地域に限る。))及び字黒瀬(黒瀬谷川左岸線以北の地域に限る。))の地域に限る。))の地域、作木町のうち大津(字井手平及び字大津中の地域に限る。))、下作木(字港下・字港市・字港中・字港上・字天楽・字下作木寺及び字香路の地域に限る。))及び香淀(字下郷の地域に限る。))の地域、吉舎町のうち吉舎(字四日市・字山下・字建ノ木・字早稲田・字大門・字新正沖・字甲成・字東田・字南田・字北田・字西田・字馬場・字喜常院・字七日市・字東郷・字西郷・字内蔵・字上素麵屋・字下素麵屋・字仮屋・字権現平・字桜谷及び字末政の地域に限る。))及び三王(字毘沙門・字上郷・字本郷・字沖田及び字六通の地域に限る。))の地域並びに三和町のうち羽出庭(字宮蔵(県道羽出庭三良坂線以北の地域に限る。))及び字市の地域に限る。))、上板木(字上古井道の地域に限る。))、敷名(字市場及び字獵師台山(県道世羅甲田線以南の地域に限る。))に限る。))及び下板木(字郷(町道板木線以東の地域に限る。))及び字備尺の地域に限る。))の地域	
三次市	第一種区域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
三次市	第二種区域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
三次市	第三種区域	<p>商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(上下町の地域を除く。))</p>
三次市	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	<p>工業地域及び工業専用地域の定めのある地域</p>
三次市	住居専用地域の定めのある地域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
三次市	住居地域等の定めのある地域、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち用途地域の定めのない地域(吉舎町の地域を除く。))、甲奴町のうち本郷(字本郷々・字矢原及び字日南の地域に限る。))、西野及び梶田(字梶田上の地域に限る。))の地域、君田町のうち東入君(字大柳・字南原及び字本郷の地域に限る。))の地域、布野町のうち上布野(字川添・字遊面・字小原・字二又・字鏡ヶ宿(一六三四番地の一から一六三八番地の二までの地域を除く。))・字大伴(一三〇〇番地から一三二二番地の三までの地域に限る。))及び字黒瀬(黒瀬谷川左岸線以北の地域に限る。))の地域に限る。))の地域、作木町のうち大津(字井手平及び字大津中の地域に限る。))、下作木(字港下・字港市・字港中・字港上・字天楽・字下作木寺及び字香路の地域に限る。))及び香淀(字下郷の地域に限る。))の地域、吉舎町のうち吉舎(字四日市・字山下・字建ノ木・字早稲田・字大門・字新正沖・字甲成・字東田・字南田・字北田・字西田・字馬場・字喜常院・字七日市・字東郷・字西郷・字内蔵・字上素麵屋・字下素麵屋・字仮屋・字権現平・字桜谷及び字末政の地域に限る。))及び三王(字毘沙門・字上郷・字本郷・字沖田及び字六通の地域に限る。))の地域並びに三和町のうち羽出庭(字宮蔵(県道羽出庭三良坂線以北の地域に限る。))及び字市の地域に限る。))、上板木(字上古井道の地域に限る。))、敷名(字市場及び字獵師台山(県道世羅甲田線以南の地域に限る。))に限る。))及び下板木(字郷(町道板木線以東の地域に限る。))及び字備尺の地域に限る。))の地域	
第三種区域	<p>商業地域等の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(上下町の地域を除く。))、丸田(字落田及び字道重の</p>	

東広島市				大竹市				庄原市				
第二種区域	第一種区域	第三種区域	第四種区域	第二種区域	第一種区域	第四種区域	第三種区域	第二種区域	第一種区域	第四種区域		
		商業地域等の定めのある地域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	住居地域等の定めのある地域並びに西条町のうち西条、寺家（黒瀬川右岸線以東の地域に限る。）、西条東、下見（黒瀬川右岸線以北並びに市道寺家吉川線と市道下見中郷線との交差点以北の市道寺家吉川線以東及び当該交差点以南の市道下見中郷線以東の地域に限る。）、下三永（一般国			商業地域等の定めのある地域及び庄原都市計画区域（昭和六十二年八月三十一日広島県公告）のうち用途地域の定めのない地域並びに西城町のうち中野（字有田及び字本郷の地域に限る。）のうち用途地域の定めのない地域並びに油木（字上組・字平組及び字灰庭の地域に限る。）、小鳥原（字地明の地域に限る。）及び三坂（字下市場及び字上市場の地域に限る。）の地域、東城町のうち川西（字陰地・字比奈・字友末及び字榎ヶ坪の地域に限る。）、川東（字木免堂・字撰川ノ内・字佃原及び字羽場の地域に限る。）、久代（字実本原及び字太室の地域に限る。）及び小奴可（字下田畝及び字三門の地域に限る。）の地域、高野町のうち新市（字上市・字和手川・字東半戸・字殿垣内・字川角及び字土手の地域に限る。）の地域並びに比和町のうち比和（甲六八七番地の二・五三四番地の二から八六七番地まで及び一一三三番地の地域を除く。）の地域	商業地域等の定めのある地域及び西城町のうち中野（字亀崎・字胎蔵寺及び字八幡山の地域に限る。）及び入江（字荻野・字小別当及び字的場の地域に限る。）のうち用途地域の定めのない地域、東城町のうち小奴可（字踊場・字上市場・字下市場・字弓場・字岩本及び字穴落の地域に限る。）の地域、高野町のうち新市（字新町・字札場・字祇園町・字上本町・字下本町及び字西町の地域に限る。）の地域、比和町のうち比和（甲六八七番地の二・五三四番地の二から八六七番地まで及び一一三三番地の地域に限る。）の地域並びに総領町のうち下領家（字八幡・字千歳・字下庚申及び字巴の地域に限る。）及び稲草（字長谷下・字上市下・字上市中・字上市東・字上市西・字森藤・字新制・字郷原上・字郷原下・字新町上・字新町下・字川井町上・字川井町下・字本町上・字本町下及び字かじや小路の地域に限る。）の地域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	住居専用地域の定めのある地域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域	祖の地域に限る。）、安田（字伏谷・字郷・字八幡迫及び字中



道二号以南かつ県道下三永吉川線以北の地域に限る。)、御藪宇、吉行、土与丸及び助実、西条末広町、鏡山二丁目、鏡山三丁目、西条中央四丁目、八本松町のうち正力、米満(黒瀬川左岸線以東の地域に限る。)、飯田(市道八本松宗吉線以東の地域に限る。)、原(県道原西条線と市道西山光路線との交差点を起点とし、同市道、市道安出川光路線、温井川右岸線、県道津江八本松線、市道前長沢五号線、市道前長沢六号線、市道河内田一号線及び県道原西条線を経て起点に至る線で囲まれた地域(三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域を除く。))に限る。))及び吉川(原との境界線と市道前長沢清水原線との交差点を起点とし、同市道、県道津江八本松線、県道下三永吉川線、市道東郷一〇号線、市道東郷四号線、県道津江八本松線及び同境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))、八本松東七丁目(一般国道四八六号以北の地域に限る。))、八本松飯田四丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、高屋町のうち白市、桧山(市道土与丸中島線以南の地域に限る。))、宮領及び中島、志和町のうち志和西(県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道志和西志和堀線以東及び県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道半田堂団線以東の地域に限る。))及び志和堀(県道東広島白木線と市道志和堀東一七号線との交差点を起点とし、同市道、市道志和堀東二八号線、市道志和堀東三五号線、市道志和堀東三四号線、市道志和堀東九号線、市道志和堀東八号線、市道志和堀東三号線及び同県道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))、黒瀬町のうち国近(字堤溝・字林・字清水ヶ尻・字水渡し・字竹添・字古土井及び字柳坪の地域に限る。))、小多田(字梶谷迫・字竹ノ前・字竹ノ内・字中通・字市沖・字石河原及び字中之畦の地域に限る。))、南方(字下広地・字下竹保・字広地・字浄善坊・字西古川及び字宮ノ迫の地域に限る。))、宗近柳国(字土取・字榎田・字大掛田・字川田迫・字上ノ台・字溝手及び字原の地域に限る。))、乃美尾(字西市ノ堂・字東市ノ堂・字沖条・字八ツ溝・字吉ノ池・字八幡・字金蔵寺宮山・字荒谷・字東門前・字西門前及び字門前の地域に限る。))、大多田(字沖ノ原・字新田及び字田中の地域に限る。))、丸山(字榎原・字真ノ本・字市尻・字中筋・字神洗川・字上ノ原・字井手ノ下・字池ノ尻・字山添・字王前・字才ノ原及び字日ノ詰の地域に限る。))、檜原、市飯田(字城ヶ原・字上房田・字下房田・字風呂迫・字岡ノ台・字東ノ台・字久保郷・字新屋田・字向原・字田屋ノ台・字中畝・字御堂原・字下市・字小谷及び字蕨芽の地域に限る。))、上保田(字西畦・字中畦・字東畦・字天神原・字沢田・字房田郷・字扇原及び字西ノ段の地域に限る。))、菅田(字西本郷・字原・字天神原・字沢田及び字扇東の地域に限る。))及び川角(字下幸本・字上幸本及び字宮中の地域に限る。))、福富町のうち上竹仁(字吉原及び字桑木の地域に限る。))、下竹仁(字溝下・字泉・字甲田山(一

三〇〇番地・一三〇二番地・一三〇三番地及び一三〇七番地の地域に限る。)・字八ヶ坪・字金良(九二六番地から九五二番地までの地域を除く。)及び字広兼、久芳(字柳道・字広田及び字奈良ノ木の地域に限る。)及び上戸野(字友近・字川内・字川口(三七八六番地の三及び三七八八番地の一から三七九六番地までの地域を除く。)及び字貞助(二〇三八番地から二〇四三番地までの地域に限る。)の地域に限る。)、豊栄町のうち清武(字後堀山・字未定・字未石・字本郷・字古市・字原田・字大町山・字河原及び字国造の地域に限る。)、安宿(字台尻・字肥加及び字清水の地域に限る。)、乃美(字涼堂・字松ノ木・字岸本・字曾根田・字黄幡・字久国・字鎮守鼻・字貴船・字雲雀田・字北垣内・字宗吉及び字行宗の地域に限る。)、吉原(字和田・字馬場田及び字元広沖の地域に限る。)、鍛冶屋(字仲屋・字仲山・字宇立・字原・字下ヶ坪・字諏訪・字上ヶ坪・字網ヶ坪及び字中ヶ坪の地域に限る。)及び能良(字燕岩山及び字西ヶ原の地域に限る。)、河内町のうち下河内(字串ヶ平の地域に限る。)並びに安芸津町のうち木谷(字一貫田・字原・字東原・字下野谷(市道木谷尻下野谷線以西の地域に限る。))及び字木谷尻(市道新宮線以西の地域に限る。)の地域に限る。)、三津(字加計及び字堂ヶ原の地域に限る。))及び小松原(字宮ノ首・字早稲田・字莊田(西日本旅客鉄道呉線以南の地域に限る。))・字山根垣内(市道下条吉原線以東の地域に限る。))・字小浜(市道宮ノ首池ヶ原線以東の地域に限る。))・字大番及び字新開の地域に限る。)の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域

第三種区域

商業地域等の定めのある地域並びに西条町のうち下見(県道馬木八本松線以西かつ市道寺家吉川線以北の地域に限る。)、八本松町のうち米満(黒瀬川右岸線以西かつ一般国道四八六号以北の地域に限る。)、飯田(市道八本松一〇号線以西かつ一般国道二号以南二七五メートルの範囲内の地域及び高速自動車国道山陽自動車道以南かつ県道八本松宗吉線以東かつ市道上組志和東線以東かつ市道中組横断線以北の地域に限る。)、原(寺家との境界線と県道原西条線との交差点を起点とし、同県道、市道安出川光路線、県道馬木八本松線、下見との境界線、市道寺家吉川線、温井川右岸線、市道上曾場前長沢線、県道馬木八本松線、市道八本松南三三三号線、八本松南六丁目との境界線、八本松南七丁目との境界線及び寺家との境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域・三三一六番地一から三三一六番地二七までの地域並びに戸石川左岸線と市道寺家吉川線との交差点を起点とし、同市道、市道西山光路線、県道原西条線、市道西山一号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原一号線、市道出ヶ原六号線、市道出ヶ原五号線、市道出ヶ原三号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原市条線、吉川との境界線、田口との境界線、温井川左岸線及び戸石川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。))及び吉川(市道前長沢清水原線と市道出ヶ原市条線との交差点を起点と

	廿日市市	
第一種区域	<p>工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに八本松飯田二丁目の地域のうち用途地域の定めのない地域</p>	
第二種区域	<p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第八條第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域の定めのある地域</p> <p>都市計画法第八條第一項第一号に掲げる第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の定めのある地域並びに永</p>	<p>し、市道出ヶ原市条線、市道市条四号線、県道津江八本松線、古河川右岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、市道東郷四号線、市道東郷一〇号線、県道下三永吉川線、県道津江八本松線及び市道前長沢清水原線を経て起点に至る線（八本松南一丁目、八本松東五丁目（市道下組八本松線以北の地域に限る。）、八本松飯田三丁目、八本松飯田九丁目、高屋町のうち杵原（一般国道三七五号以西・県道西高屋停車場線以西かつ県道東広島本郷線以北及び市道杵原三七号線以西の地域に限る。）、稲木、桧山（市道土与丸中島線以南の地域を除く。）、大島、郷、小谷及び造賀（一般国道三七五号と市道造賀西三六号線との交差点を起点とし、同市道、市道造賀西三四号線、市道造賀西一七号線、市道造賀西一九号線、市道造賀西二二号線、市道大谷線、市道造賀西七号線、市道恋文字線、市道造賀西六五号線及び同国道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、志和町のうち別府（県道瀬野川福富本郷線と林道王地ヶ谷線との交差点以北の同林道以東かつ県道小河原志和線以南の地域及び当該交差点以南の県道瀬野川福富本郷線以東の地域に限る。）、冠（県道志和インター線以東の地域及び同県道以西かつ冠川左岸線以北の地域に限る。）、七条栳坂、志和東（高速自動車国道山陽自動車道以北かつ六日市橋の地点以南（県道東広島白木線の外側五〇メートルの範囲内の地域に限る。）の地域に限る。）及び志和堀（関川右岸線以東かつ東川左岸線以西の地域に限る。）、黒瀬町のうち国近（字松崎山及び字松崎の地域に限る。）、宗近柳国（字下モ原山・字下原・字中河原及び字外ト開の地域に限る。）、乃美尾（字前平及び字向梅ノ木の地域に限る。）、川角（字向井の地域に限る。）及び市飯田（字遠見畝・字大河角・字上ノ段・字狐ヶ城及び字長尾の地域に限る。）、福富町のうち久芳（字谷河内・字円明寺・字竹添（三八五四番地及び三八七〇番地の一から三八七三番地までの地域を除く。）・字金口（一五四九番地の一から一五五〇番地の三までの地域に限る。）及び字戸鼻（四二五九番地の一から四二六六番地まで・四二七四番地・四二七七番地及び四三一五番地から四三二四番地までの地域に限る。）、河内町のうち中河内（字正尺・字大道及び奥条東の地域に限る。）及び安芸津町のうち小松原（字打木谷・字川口尻・字大奈・字保野・字得頭及び字中ノ迫（それぞれ西日本旅客鉄道呉線以東の地域に限る。）の地域に限る。）の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域</p>

		<p>原（字大久保及び字戸屋野山の地域を除く。）、峠（字土居の地域を除く。）、友田（字里地・字氏森・字橋桁・字法伝平・字中小路・字溝路・字尾上・字清水及び字乙丸の地域を除く。）、河津原（字下中山谷・字上中山谷・字下中組及び字上中組の地域を除く。）、津田（字諏訪・字楨ヶ峠・字大別府・字別府・字小更・字道秀原・字上市・字並田・字江尻・字下市・字東横矢・字沖横矢・字中小原・字迫口・字下内山・字上内山・字久保田・字掛ヶ原及び字岩倉の地域を除く。）、浅原、飯山、栗栖、玖島、中道、虫所山、渡瀬、吉和（花原の地域を除く。）及び宮島町の地域を除く地域のうち用途地域の定めのない地域</p>
安芸高田市	第三種区域	<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域及び吉和（中津谷・半坂・大向・田尻・細井原・市垣内・田中原・石原及び妙音寺原の地域に限る。）の地域</p>
	第四種区域	<p>都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業地域又は工業専用地域の定めのある地域</p>
	第一種区域	<p>住居専用地域の定めのある地域</p>
	第二種区域	<p>住居地域等の定めのある地域並びに吉田町のうち多治比（字京免の地域に限る。）、常友（字原尻郷・字東沖原及び字西沖原の地域に限る。）、山手（字五反田の地域に限る。）、上入江（字下市の地域に限る。）及び桂（字畑原及び字柳原の地域に限る。）の地域、八千代町のうち勝田（字下大又・字上大又・字北原及び字上谷の地域を除く地域に限る。）、佐々井（字谷の城・字住田・字国信・字門出・字立石・字近末・字小門出・字二郎丸及び字小丸の地域に限る。）及び上根（字土井を除く地域に限る。）の地域、美土里町のうち本郷（字中原・字道円田及び字塩瀬の地域に限る。）の地域、高宮町のうち原田（字龍王山・字大東・字中東・字下東・字龍王山新田・字上田中・字下田中・字沖勘久・字後勘久・字東小揚・字西小揚・字源内・字東沖田・字西沖田・字森屋・字上岡田・字下岡田・字下西平・字中原（二九七九番地から三〇二一番地までの地域に限る。）、字粒ヶ谷・字保多ヶ谷及び字仁王丸の地域に限る。）、来女木（字上宮迫の地域に限る。）、佐々部（字大畑・字門田・字西田・字森川・字丸原及び字五十貫部の地域に限る。）、船木（字石原山の地域に限る。）及び房後（字寸志名郷・字表郷・字西目・字横路沖・字釜ヶ迫・字柳谷・字桜ヶ段・字昆之元・字梅ヶ迫・字麻風呂・字大坪・字用田・字坪屋・字石田・字西原・字名広及び字立石の地域に限る。）の地域、甲田町のうち上小原（字古原崎・字旗ヶ迫・字寺元・字中合及び字正覚の地域に限る。）、下小原（字政宗・字道下・字沖田・字番定・字樋口・字石原・字大津谷・字袋地・字明見・字穴迫・字早稲田・字大迫田・字胡子面・字曾理・字上風呂・字荒神・字近実・字近角・字飛落・字松田・字平岩・字柿梨原・字柳場・字分地・字井村・字毛字場・字祇園谷・字井両・字的場・字袴田・字岡迫・字益方・字羽根田・字清原・字竹貞・字国岡・字花ノ木・字宗石・字土井久保・字熊ノ面・字中河原・</p>

第三種区域	<p>字堀・字神ノ木及び字河本の地域に限る。)、高田原(字末広・字油面・字亀尻・字植木畷・字倉内・字枯木・字目前・字行久・字宮潘及び字堂口の地域に限る。)、上甲立(字末兼・字大道地・字沢田・字乙丸・字砂田・字鳥ノ洲・字江田・字下江田・字下市・字中市・字上市・字杉・字織立及び字上江田の地域に限る。)、及び下甲立(字河角・字浜田・字垣内・字用源寺・字森竹・字由留木・字十日市・字早瀬・字花ノ木・字千財・字福丸・字道札・字高通・字長田・字寺田及び字河原毛の地域に限る。)、の地域並びに向原町のうち坂(字向井原・字梨ノ木・字袖森・字原・字尾原・字平沖・字実森・字寺之下・字宮之下・字国本沖・字中川原・字丸山・字向井原山(山林部分を除く。))及び字大宗山(山林部分を除く。))の地域に限る。))の地域商業地域等の定めのある地域並びに八千代町のうち勝田(字北原及び字上谷の地域に限る。))及び佐々井(字南合・字為政・字丸山・字寒田・字五郎丸・字細倉・字川井田・字登立・字水無及び字正儀の地域に限る。))の地域、美土里町のうち横田(字瀬木・字向井・字鳥信・字重信陰地・字清田・字竹之内・字下市・字岡之原・字上市・字横呂・字重信日南・字川撫及び字隠地の地域に限る。))の地域、高宮町のうち川根(字行部の地域に限る。))の地域並びに向原町のうち坂(字成光・字七斗目・字下中組・字米丸・字重信・字光友・字松田・字上中組・字奥田・字川之内・字門出・字平林・字小宋・字平林沖・字長野・字千日・字松之木・字柏木・字佐山・字仏原迫・字日南迫・字出口・字谷本・字友成・字寺山・字師子堀・字山田・字原田・字大谷・字湯坂・字中祖・字東林寺・字能力・字船田・字隠地・字城之下・字竹之内迫・字下モ迫・字岩屋寺側・字花ノ木・字寄口・字大寺山(山林部分を除く。))・字水野内(山林部分を除く。))・字石堂丸山(山林部分を除く。))・字友成山(山林部分を除く。))・字新宮原山(山林部分を除く。))・字中山(山林部分を除く。))・字隠地山(山林部分を除く。))及び字岩谷山(山林部分を除く。))の地域に限る。))、戸島(字城平・字神原・字徳久・字上徳久・字下横川・字人次・字越角・字畑ケ原・字上横川・字広戸・字具路・字清水・字中須賀・字万念喜・字真栄根・字行成・字正藤・字末宗・字八頭・字正力・字向正力・字三島・字塚之本・字祖利・字八崎・字八東戸・字地賀清・字中之通・字隠地・字真土・字道敬・字砂田・字平木・字松之木・字上滝川・字下滝川・字戸野迫・字谷合(山林部分を除く。))・字黄幡山(山林部分を除く。))・字人次日南山(山林部分を除く。))・字赤峠・字越角山(山林部分を除く。))・字朝日山(山林部分を除く。))・字奥原(山林部分を除く。))・字須保入(山林部分を除く。))・字高獄山(山林部分を除く。))・字割石(山林部分を除く。))・字負根・字呼岩(山林部分を除く。))・字古石・字狼谷(山林部分を除く。))・字平畝(山林部分を除く。))・字大平(山林部分を除く。))・字貞近谷(山林部分を除く。))・字一ツ町(山林部分を除く。))</p>
-------	---

江田島市	第二種区域	<p>住居地域等の定めのある地域並びに江田島町のうち中郷（字登り尾・字カンマツ・字中郷及び字山ノカミの地域に限る。）、向側（字左ケ本・字落久保・字小林・字コソウズ及び字宮サコの地域に限る。）、矢ノ浦（字鳥居本・字宮迫及び川ノ平の地域に限る。）、山田（字江ノ口・字椿山・字ツバキ川・字爪原・字南爪原・字四百目・字田中・字</p>
	第四種区域	<p>工業専用地域の定めのある地域並びに向原町のうち有留（字下山田・字松ヶ平（四三三番地から五二五番地までの地域に限る。）、字向成戸（五三九番地から五六一番地の間までの地域に限る。）及び字門出（一一四五番地から一一七一番地の間まで、一一七七番地及び一一八六番地から一一九一番地の二までの地域に限る。）の地域に限る。）及び保垣（字岡（二〇〇五番地から二〇三八番地までの地域に限る。）、字西峠（二〇三九番地から二〇八五番地までの地域に限る。）、字大笹及び字西岡谷（一五二五番地の一から一五四二番地までの地域に限る。）の地域に限る。）の地域</p>
		<p>除く。）、字下瀧山（山林部分を除く。）及び字立岩（山林部分を除く。）の地域に限る。）、長田（字大迫・字高大地・字小丸子・字養光地・字壺町田・字中組・字平原・字吉谷・字大山田・字下道堂・字長谷尻・字長谷・字徳丸・字八反田・字石井手・字神田・字中井山田・字日焼田・字海渡・字河元・字引野・字鳥居原・字宮ヶ谷・字中須賀・字高庵寺・字棒奥・字陰地・字田屋・字矢拍子・字箕腰・字大坪・字川之内・字正敷田・字横川・字国広・字竹添・字迫田・字三百田・字副免・字田中・字岡田・字横尾・字岸山・字丸山・字高大地山（山林部分を除く。）、字狭山（山林部分を除く。）、字イヤ谷（山林部分を除く。）、及び字岩屋谷（山林部分を除く。）の地域に限る。）、有留（字瀬貝・字堂道・字稻荷・字駒原・字長通・字観音・字矢賀平・字宝来原・字窪田・字舟ヶ谷・字中通・字尾神・字堂仙・字西ヶ谷・字門出（一一七一番地の三から一一七六番地まで、一一七八番地から一一八五番地の二まで及び一一九二番地の一から一九六番地までの地域に限る。）、字海之坪・字土居迫・字長休・字神出・字塩田・字石船・字馬路・字舟山・字百町・字弓細工・字的場・字油免・字高城・字風呂ヶ谷・字振ヶ谷・字挺橋・字室田・字野田・字清社前・字二斗目及び字崎打の地域に限る。）及び保垣（字岡田・字堀迫・字大幡・字岩多羅・字着・字光易・字藤尾・字行藤・字松之木・字暮坪・字有貞・字堂庭・字平岩・字合路・字瀬戸田・字堤原・字重信・字岡（一九一九番地から二〇〇四番地までの地域に限る。）、字西峠（二〇八六番地から二一六一番地の間までの地域に限る。）、字近友・字権現・字青木・字西光地・字矢谷（山林部分を除く。）、字葛籠（山林部分を除く。）、字吹越（山林部分を除く。）、字魚切（山林部分を除く。）、字赤土（山林部分を除く。）、字宮谷（山林部分を除く。）及び字楠城（山林部分を除く。）の地域に限る。）、及び字楠城（山林部分を除く。）の地域</p>

	<p>牛呂・字横道及び字山田垣内の地域に限る。）、鷺部（字  龜山・字高呂・字土井前・字鷺部・字ハタガミ・字猫田・  字沖田・字追田川・字先垣内・字カキノキタ及び字アブの  地域に限る。）、秋月（字アラタ・字タカノ・字ツツラ・  字コツツラ・字ミナミカイチ・字バイシ・字ヒラメ・字ニ  シノヒラ・字ニシカイチ・字ヲウメ・字ヒカシカイチ・字  ヒラカイチ・字ヤシマカイチ・字ヒガシシンカイ・字イク  ハマ・字フクラ・字タヲカイチ及び字カミカイチの地域に  限る。）、小用（字中小用・字ゲンタ・字アカハ子・字西  ノ谷・字柿ノ木田・字ユウダ・字ヲクノ谷・字中松田・字  タデクサ山・字松田・字ウシイシ及び字長宇根の地域に限  る。）、切串（字ホウレキ・字江ノ崎・字フキコシ・字北  沖新開・字寛文新開・字タケソエ・字ムカイダ・字ヒガシ  カイチ・字ミヤハラ・字ハイトコ・字ヲクサコ・字スボカ  ズキ・字ソキヤ・字ウチトイ・字シングハラ・字ナカヤシ  キ・字シンヘイヤマ・字ソラカイチ・字ヲコシ・字西沖新  開・字ユタ・字サキヒガシ及び字カタキクボの地域に限る。  ）、津久茂（字長浜の地域に限る。）及び宮ノ原（字世上  ・字カイヤケ・字アンヒン・字イワシハマ及び字藤次郎浜  の地域に限る。）の地域並びに海上自衛隊第一術科学校・  海上自衛隊幹部候補生学校・海上自衛隊少年術科学校及び  海上自衛隊江田島地区病院の敷地の地域のうち用途地域の  定めのある地域を除く地域、能美町のうち鹿川（字大矢（  旧軍用地の地域を除く。）・字古新開・字文久新開・字鎌  木・字尾登・字中郷及び字郷の地域に限る。）、中町（字  見浪・字麓・字大後・字迫田・字長石・字黒管・字黒張・  字上向野・字下向野・字水野元・字長瀬及び字坪崎の地域  に限る。）及び高田（字小方・字問所・字空・字名高地・  字清能及び字中高田の地域に限る。）の地域、沖美町のう  ち岡大王（字王城及び字大森の地域に限る。）、畑（字波  出・字大坪・字下野川・字後長谷・字陽津・字竹成・字菖  蒲原及び字松崎の地域に限る。）、是長（字二小屋・字流  川・字中曾根・字林山及び字砦の地域に限る。）、美能（  字鶴原及び字亀原の地域に限る。）、高祖（字宝原及び字  豊作原の地域に限る。）及び三吉（字柳の前・字鍵ヤ谷・  字中小路・字千城原・字古戸・字大附及び字原の地域に限  る。）の地域並びに大柿町のうち飛渡瀬（字久末及び字長  谷の地域に限る。）、柿浦（字中郷・字下岡・字常道及び  字坊地の地域に限る。）、大君（字浜床及び字塩形の地域  に限る。）、大原（字水畑・字小島新開・字古新開・字鳥  井元・字峯及び字河内の地域に限る。）及び深江（字江野  脇・字鴨田及び字脇田の地域に限る。）の地域</p>
<p>第三種区域</p>	<p>商業地域等の定めのある地域並びに江田島町のうち江南（  字ツカサコ・字大新開・字吉田・字石上・字内海・字上サ  コ・字中谷・字モリ川・字ヲク及び字北塚迫の地域に限る。  ）、切串（字タカノス・字タノウラ・字エシリ及び字エセ  ギの地域に限る。）、幸ノ浦（字東クジライシ・字西クジ  ライシ・字ヒカシタニ・字サクラカワ・字ナカノタニ・字  本谷及び字ハナノキの地域に限る。）、大須（字イタ・字</p>

		<p>前ノウ子・字サスハマ・字ソラ及び字東ソラの地域に限る。  ( )及び津久茂(字里小路・字中小路・字立路・字住釜・字  浜ノ谷・字阿重田及び字水尻の地域に限る。 )の地域並び  に宮ノ原(字西ノ段・字メウトイテ・字石風呂及び字イブ  子の地域に限る。 )の地域のうち用途地域の定めのある地  域を除く地域、能美町のうち鹿川(字永田・字田の上・字  才越及び字大矢(旧軍用地の地域に限る。 )の地域に限る。  ) 、中町(字高下及び字竹成の地域に限る。 )及び高田(字  宗崎・字八島・字光泉地・字下井田・字畑及び字二谷の  地域に限る。 )の地域並びに大柿町のうち飛渡瀬(字大盤  ・字新高須・字高須・字江口・字原・字梅迫・字大新開及  び字外海の地域に限る。 )、柿浦(字楠田・字十三床・字  阿浜・字大石及び字北迫の地域に限る。 )、大君(字壺畝  町・字畑尻・字大久保・字平下・字森林・字空林・字友貞  ・字久保田及び字横走の地域に限る。 )、大原(字矢比津  ・字浜ノ内・字畑田新開・字大附・字高名津・字堀・字横  尾・字平畑・字馬場・字忍谷・字坊地・字平田山・字引島  及び字福連木の地域に限る。 )、小古江(字櫻・字余防・  字郷・字峯ヶ迫及び字矢比津の地域に限る。 )及び深江(字  大畑田・字大附・字田中・字下郷及び字寄濤の地域に限  る。 )の地域</p>
	<p>第四種区域</p>	<p>江田島町のうち鷲部(字一反目及び字ヲトシの地域に限  る。 )、江南(字ミヨウジ・字オノ木・字バンコウジ・字  ヲガタ及び字ヒデサキの地域に限る。 )、秋月(字ニツ浜  ・字シヨウジタ・字丸山・字マルイシ・字ヲンダ・字ゼニ  バライシ・字エガマ・字メバルイワ・字イソモト及び字ナ  ガハマの地域に限る。 )及び小用(字ヨコナデ・字三ツ石  ・字前早世・字先早世・字高須・字一ツ小島及び字ミズガ  ウラの地域に限る。 )の地域</p>

別表第二備考中「平成十七年四月二十五日」の下に、「竹原市の地域にあつては平成十八年三月一日、三原市の地域にあつては平成二十一年八月三十一日、尾道市の地域にあつては平成十八年一月十日、府中市及び三次市の地域にあつては平成十六年四月一日、庄原市の区域にあつては平成十七年三月三十一日、大竹市の地域にあつては平成十八年三月一日、東広島市の地域にあつては平成十七年二月七日、廿日市市の地域にあつては平成十七年十一月三日、安芸高田市の地域にあつては平成十六年三月一日、江田島市の地域にあつては平成十六年十一月一日」を加える。